

○笠井委員

日本共産党の笠井亮です。今回の北朝鮮による核実験は、国連安保理決議や六カ国協議共同声明にも明確に違反する暴挙であります。北朝鮮のロケット発射を非難した四月の国連安保理議長声明が意に沿わないからといって、世界に明らかにしてきた公約を一方的に破棄することは許されるものではありません。

今日、世界の中で核兵器廃絶に向かう新たな機運が生まれつつある、このときに行われた今回の核実験は、そうした動きに対する乱暴な挑戦であり、北東アジアの平和と安定への重大な逆流であるということを言わなければなりません。

我が党は、北朝鮮の行動に対し厳しく抗議するとともに、これ以上の核実験を厳に慎んで、核兵器開発を放棄し、無条件で六カ国協議に復帰することを強く求めるものであります。また、国際社会が一致して対処することが本当に極めて重要であって、政府には、そのための外交的イニシアチブを強く求めておきたいと思っております。

そこで、今回のEPA協定、経済連携協定について質疑したいと思うんですが、これを見ますと、農林水産品の全二千三百五十品目のうち、ベトナムとの協定では千三百六十品目、約五八%、スイスとの協定では千三百三十品目、五六%を関税撤廃するというものであります。農産物輸入の日本の平均関税率は約一二%と言われて、アジア諸国の中でも最も低関税率国であるということが言えると思っております。これに対して、スイスの方は五一・一%、日本の約四・三七倍、ベトナムの方は二七・二五%ということで日本の二・三三倍となっております。

そこで質問しますが、農林水産物の平均関税率がベトナム、スイスよりもはるかに低いという日本が、農林水産分野で大幅に譲許している。これらの品目の関税撤廃をすることによって、日本の農業への影響を含めて、その経済的な影響がどのようになるのか、検討結果等、対応いかんということで、それを伺いたいと思っておりますが、どうでしょうか。

◆小風政府参考人

おこたえさせていただきます。

御指摘のとおり、EPAの交渉に当たりましては、我が国の農林水産業に悪影響を及ぼすことのないよう、対象品目も含めまして、守るべきものは守る、そういう方針で交渉を進めております。

具体的には、これまで締結しました国とのEPA交渉におきましても同様でございますけれども、我が国の農林水産業にとって重要な品目については、交渉の過程におきまして除外、具体的には、約束を行わない、あるいは再協議、一定年数後にその品目にかかわる関税の扱いについてまた再交渉しましょう、そういうような、品目によって扱いを異なって、関税撤廃の例外措置、そういうようなことを講じてきております。

それからまた、関税の引き下げあるいは関税割り当てを設定する品目につきましても、国内の農林水産業の影響を見きわめながら、適切な水準になるように対処してきたところでございます。

EPAの発効後の農林水産物の輸入動向につきましては、国内の需給あるいは他国からの輸入動向、こういうものが影響いたしますので一概には言えない面がございますけれども、現在、特に問題となっている品目があるとは承知しておりません。しかしながら、今後ともEPA締結国からの農林水産物資の輸入動向、こういうものは注視してまいりたいと考えております。

○笠井委員

今、要はこの程度の譲許措置ならば国内への影響がないという御答弁だったと思うんですが、

この説明というのは、私は疑問だと思うんですね。

過去にも、対メキシコあるいは対フィリピンのEPAで、豚肉、牛肉、オレンジそれから鶏肉、小型パイナップルの譲許が措置されても影響がないというふうに説明をしてきましたが、結果的に、全体としてやはり輸入圧力になる、そして日本の農業経営に対する悪影響の要因になってきたと思います。今回も、冷凍野菜の段階的撤廃などを含めて軒並み譲許ということになっております。

我が党は、我が国が諸外国と結ぶFTA、EPAにおいては、農業では相互の国の農業生産が互いに利益になるような内容が目指されるべきだと考えております。今回の二つの協定については、我が国の農業と食料を初め、国民の利益にとって将来重大な悪影響を与えるものとなるとの懸念が払拭できません。また、鉱工業分野でも、下請中小企業の経営にマイナスの影響が出るのが懸念されることから、協定承認には賛成しかねることを表明しておきたいと思っております。

さてそこで、世界では今、食料を市場任せにすることによる害悪が明らかになって、各国の食料主権を保障する貿易ルールの確立を求める流れが急速に広がっております。こうした中で、我が国自身が食料自給率の向上を国政の重要課題に据えて、農業を基幹的な生産部門として位置づける農政に転換をして国内農業の再生を図ることは喫緊の課題だと言うまでもありません。この際、その中でも重要な役割を占めている都市農業について、幾つか聞いていきたいと思っております。

まず農水省、今日、都市農業はどんな役割を果たしていると考えているか、認識しているか、お答えください。

#### ◆飯高政府参考人

都市部における農業につきましては、消費地に近い、あるいは消費地そのものの中にあるという利点を生かしまして、新鮮な農産物の供給といった生産面での重要な役割があるのは言うまでもありません。

そのほかに、都市住民ですとか学童に対する身近な農業体験の場を提供する、あるいは、災害に備えたオープンスペースの確保、潤いや安らぎといった緑地空間の提供など、重要な役割を果たしておると認識しております。

#### ○笠井委員

まさに多面的機能ということではありますが、都市農業ですべての農家がやはり意欲を持って農業に取り組めるように、地場産の農産物の利用の拡大あるいは価格保障という問題などとともに、農地の維持確保というのは本当に急務であり、必須だと私は思います。

ところが、都市計画法で市街化区域として位置づけられた全国の農地面積は九万二千八百ヘクタールで、うち一万四千五百八十四ヘクタールが宅地並み課税にならない農地課税で、相続税猶予制度の対象となる生産緑地として登録をされています。残り七万八千二百ヘクタール、都市農業の八四％もの農地が、固定資産税は宅地並み課税で、相続税の猶予制度もありません。全国最大の生産緑地面積、二五％を占めて、それだけ持っている、そして九十万人分の野菜を生産している東京都の場合ですけれども、この東京都の農家の場合も、重い相続税や宅地並みの固定資産税で、税金を払うために働いている、農業生産では払えないと嘆くほど深刻な悩みを抱えております。

このもとの、都内の市街化区域内農地も、生産緑地制度がスタートした一九九二年から二〇〇五年までの十三年間を見ますと、三一％も減少している。農業の中心的な担い手という点でも、六十五歳以上の方の割合が、一九九一年の三三・四％から二〇〇五年には五二・七％になっている。まさに都市農業を守ることができるかどうか、ぎりぎりの局面にあると言えると思っております。

そこで、農水省、今日、都市農業はそういう存続をかけた事態にある、ある意味危機に瀕している、そういう深刻な現状認識がおありかどうか、その点、いかがでしょうか。

#### ◆飯高政府参考人

先ほどお答えいたしましたように、都市農業の持つ多面的機能というのは大変重要であると思います。特に、最近におきまして、人口減少期間というか過程に入りまして、都市の中に農地を残そうという動きが最近非常に急速に高まっておるのは事実だと思っております。

一方で、農地を農地として農業を継続する形でやっていただく、そういう方々には、私どもも、従来からいろいろな、市民農園の整備でございますとか、直売所を設置するとか、さらには井戸を掘るといったような支援措置を講じております。

そういう中で、農業をしっかりやっていただく方に今後とも支援を続けてまいりたいと思っております。

#### ○笠井委員

そういうことじゃなくて、現状は大変な状況にあるかどうかという認識がまずあるかないか聞いているんです。一言で教えてください。

#### ◆飯高政府参考人

委員御指摘のように、生産緑地制度という中では、農地はほとんど減っておりません。しっかりと農業は永続されております。

ただ、一方で、生産緑地以外の農地、これについてはやはり右肩下がりで下がっておりまして、総体として、都市内の農地は漸減といえますか、順次数値が下がっており、都市内の住民に対する新鮮な野菜の供給という意味では大変問題があるかと思っております。

#### ○笠井委員

要は大変だということであります。

私、参議院議員の時代に農水委員会にも所属したことがありまして、学生時代には農学部で学んだこともあるということで、そのことも含めて、この間、都内の農家を訪ねて畑で話を伺ったり、東京都の農業会議でも実情や意見も伺ってまいりました。我が党の東京都委員会では、この一年ほどの間に、都内の農家や農業関係者、二十六自治体の約三百軒を直接訪ねて、実情や要望、意見をお聞きしてまいりました。

東京の農家というのは、江戸開府以来四百年、三百年という歴史を持つ農家も少なくなくて、苦しい中でも意欲と誇りを持って頑張っておられて、どこでも熱い思いを語ってくださるわけです。そこで本当に共通して出るのは、農業は国民の命を支えている土台なんだから、もっと国の政治で大事にしないとだめだ、今のままでは後継者もいなくなって、息子に継げと言えない、農業はつぶれてしまう、こういう声があります。市民のいやしとなる緑の環境を提供するだけじゃなくて、温暖化対策にもつながる仕事に誇りを感じている、先祖代々受け継いできた農地を守っていききたい、本当にそういう声が共通して出されます。

そこで、国土交通省に伺いますが、今、都市農業を守りたい、残してほしいという声は、農業関係者だけじゃなくて、都市住民の中でも非常に強い。東京都の二〇〇五年の都政モニターアンケートでも、八一％が農業や農地を残したいというふうに答えております。

現在、都市計画法の見直しが社会資本整備審議会の小委員会で議論されていると承知をしております。五月十九日に報告素案ということが出されたようでありますが、その中でも、都市と農地を対立する構図でとらえる視点から脱却し、都市近郊や都市内の農地について、新鮮で安心な地産地消の農産物を提供してくれる農業生産機能を中心に、自然との触れ合い、憩いの場、防災機能等の農地の多面的機能を都市が将来にわたり持続していくために有用なものとして、都市政策の面から積極的に評価し、農地を含めた都市環境のあり方をより広い視点で検討していくべきであるというふうに指摘をされている。私は見ました。ある意味、これまでのことから見ると大

転換ということも検討するということだと私は思うんです。

そこで、都市農業や農地は、町づくりや都市政策という点からも重要で、都市計画法の改定作業の中でも積極的に位置づけて保全を図るべきだと思うんですが、この点、国土交通省はどう考えられていますか。

#### ◆石井政府参考人

お答え申し上げます。ただいま先生から御指摘がありましたのは、社会資本整備の小委員会、ここでは、一番大きな視点は、人口が減少してきている、あるいは地球環境問題が深刻化しているということで、今までの都市政策の前提が大きく変わっている、こういう中で、都市計画も含めて、都市政策のこれからの基本的方向をどう見直すべきかという議論をしております。

御指摘のように、都市から見た農のニーズの高まり、あるいは、都市の農地については、生産機能だけではなく、都市住民から、防災機能あるいは農地に子供たちが触れるといった空間的な機能といった多面的な側面を重要視していくということで、都市サイドから積極的に位置づけるべきという議論がなされております。

このような指摘を受けて、今後、私どもとしましては、多面的な機能を有する都市の農地のあり方について、都市計画制度についてどのように位置づけていくか、これについてはなかなか都市行政だけでははかり切れない面もございますので、農林水産省を初めとする農業政策、あるいは税制等とも提携しまして検討を進めてまいりたい、かように考えております。

#### ○笠井委員

この小委員会の報告素案を見ますと、例えば現在の土地利用計画の線引き制度について、急激な都市化、人口集中という時代背景に大きく依存した制度があるというふうにした上で、開発圧力を制御するという視点のみによらない新たな都市の秩序の提案もなされているという記述がございます。

この線引き制度について、見直しも検討しているということで理解してよろしいんですか。いかがですか。

#### ◆石井政府参考人

現在、この委員会の方では、土地利用のあり方について、線引きのみならず、都市計画区域あるいは用途地域のあり方、あるいは都市の農地の位置づけということで、一つに限らず、すべてのところを抜本的に見直そうということで考えております。

#### ○笠井委員

のみならずということは、その中に線引き制度についての見直しも含まれているという理解でよろしいですね。

#### ◆石井政府参考人

現在まだ結論を出したわけではございませんが、そのような検討の俎上の中の一つとしては、この線引きという制度はどうあるべきかという議論もその一つには入ってくる、視野の中には入るだろうということでもあります。

#### ○笠井委員

市街化区域では、農地が将来にわたって保全できる制度になっておりません。東京都の農業会議は、都市農業、農地の位置づけを明確にして、例えば都市農業基本法というようなものをつくって、振興施策も確立してほしいというふうに要望しております。東京都議会でも、一昨年、〇七年の三月ですが、「これまでの「都市農地は宅地の供給源」という考え方を改め、「都市農地と住宅地が共存共栄」できる政策に転換し、現行の農地制度や相続税制度等の改善を行うなど、都

市農地の保全のために必要な措置を講じるよう強く要請する。」との意見書を採択しております。

都市農地を都市計画に位置づけることは重要で、都市計画法の改正に向けて、視野に入れるにとどまらず、速やかな対応、このことも含めて求めておきたいと思っております。

さらに伺いますが、都市農地の保全をめぐって、農地が生産緑地に指定をされていても、例えば作業場だとか農機具の倉庫、あるいは畜舎だとかいう農業用の施設用地だとか、あるいは防風とか堆肥用の落ち葉を利用するための屋敷林にかかる相続税が高額で、農地を売却せざるを得ないという場合も少なくありません。東京都は、今年度の政府予算への要望でも、農業用施設用地や屋敷林等を一体的に保全できるような改善を求めております。農業のためには農地以外にも一定の広さの土地がどうしても必要で、農業用の施設などがなくてはやはり農業はやれないということだと思っております。

これは農水省に確認しますが、都市農地の保全を図るためには、農業用の施設用地や屋敷林なども視野に入れて考える必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ◆飯高政府参考人

ただいま委員のお尋ねの屋敷林あるいは農業用施設用地でございますが、これらは農地ではございませんので、農地法における規制の対象から外れております。一般に、税制上の優遇措置等を考える場合には、やはりそういった権利制限というのが前提になる、それが一般的でございます。そういう意味では、屋敷林あるいは農業用施設用地というのは、農地法の規制の枠組みの中でこれを対象として考えていくというのはなかなか難しい面がございます。

ただ、一方で、都市計画の見直し等々がこれから行われる中で、国土交通省を初め関係省庁と連携を図りながら、総合的観点から、ただいま御指摘の点も踏まえまして検討させていただきたいと思っております。

#### ○笠井委員

都市農業の従事者、関係者や自治体からは、さまざまな切実な要望があります。例えば、生産緑地の指定要件の緩和、現在五百平米でありますけれども、これを三百平米としてほしいという要望が強いです。生産緑地の自治体による買い取り制度についても、自治体の財政難などがあってなかなか機能していない、何とかしてもらいたいと。さらには、市民農園は相続税が猶予されない、猶予となるように関係省庁と検討してほしいなど、さまざまございます。

この点で、まず国交省なんですが、四月二十七日の参議院の決算委員会で金子大臣は、農業政策や農地保全、税制の関係もあるので農水省を初めとして関係の省庁と相談していきたいというふうに答弁をしております。今まさに農地の保全は待たなしの中で、こういうことに関連するさまざまな問題、具体的に足を踏み出すべき問題がいろいろあると思うんですけれども、今後どのように対応されていくのでしょうか。

#### ◆石井政府参考人

お答え申し上げます。都市農地は、農業活動、営農が行われて初めてその機能が発揮されるということで、よく私どもが扱っております用途地域というところでは、どんな建物を建ててはいけないという建築規制が中心というところで、その意味ではちょっと性格が異なるものであるというふうに考えております。

そうしますと、具体的にということで、必ずしも国土交通省として結果を得たわけではございませんが、農業をその場でやっていただく担い手がいるかどうかでありますとか、あるいは、農業をやりますと肥料をまいたりあるいは殺虫剤をまいたりということで、周辺の環境との調和といった問題もございます。このような問題について十分に検討していくということで、関係省庁と具体的にこれから検討してまいります予定でございます。

## ○笠井委員

農水省の方はどうでしょうか。都市農業や農地というのは、都市計画、都市政策の上からも重要で、町づくりにとっても重要という議論は、国交省の小委員会とともに、農業関係者も含めて各方面から出されております。これをどう受けとめているか。農水行政を所管する立場から、より積極的な取り組みが必要だと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

## ◆飯高政府参考人

国土交通省で検討されている小委員会での議論は私どもも読ませていただいておりますが、まさに人口減少過程の中で都市農業の持つ多面的機能というのは重要であると思っております。

ただ、その中で、農地を農地として農業をやる、そういう中でいろいろ振興を図っていくというのが私ども大前提だと思っております。そういうのが将来にわたって永続的に農業がなされる担保、言ってみれば規制というものはどこまでかければ御納得いただくか、そういうコンセンサスの問題もございましょうし、今後、そういった点は関係省庁と十分連携を図りながら対応してまいりたいと思っております。

## ○笠井委員

位置づけて関係省庁ともということですが、都市農地にかかわる制度というのは変わってなくて、抜本的な対策が講じられているとは言えません。農水省としても、今こそ本腰を入れて取り組みを強化すべきだと思います。都市農業の保全、振興という点では、農業が経営として成り立って、所得が保障されることが必要でありますので、それこそ、そういう中でこそ後継者も生まれるということで、農水行政の役割は極めて大きいということを申し上げておきたいと思いません。

そこで、最後になりますけれども、中曽根大臣、農業の振興や食料自給率の向上というのは、我が国の外交の角度から考えても極めて重要な問題だと思います。国際的な食料需給の逼迫ということも言われているし、農業は食料生産にとどまらない多面的な機能を持っていると先ほどもお話ありました。大臣は文部科学大臣としての御経験もおありで、子供たちの成長にとっても、身近なところで米や野菜や果物が育つのに接したり、酪農は東京にもありますが、農家の方々が一生懸命働いて丹精込めて育てている姿に触れるというのはかけがえのないことだというふうに思うんです。

外交交渉に当たっても、やはりそうした立場、立脚点にしっかり立っていく必要があると私は思うんですが、大臣の立場から、我が国の農業再生の重要性、なにかんづく都市農業の振興の意義についてどのようにお考えか、御所見を伺いたいと思いません。

## ◆中曽根国務大臣

先ほどから都市農業の重要性また役割につきましては、いろいろと農水省からも説明があったとおりでありますけれども、農業の果たす役割は、もう委員からもお話ありましたし、非常に多面的な、総合的なものがあります。特に、環境や国土保全、あるいは、もちろん経済的な側面もありますが、社会的側面等あるわけでありまして、私たちとしては、こういう農業が持っている多面的な機能というものを有効に生かしながら、また環境の面やいろいろな面で守っていかなければならないと思っております。

また、委員お話ありましたけれども、教育とかそういう観点におきましても、農は国のもとといえますけれども、そういう農業の重要性等を子供たちに知らしめるためにも、これもまた重要なことだと思っております。

国際的には、やはりWTOとかあるいはEPAとか、今御議論いただいておりますけれども、これらの貿易交渉における我が国の交渉力を深める、高める、そのためにも日本の農業を強化する、国際競争力をつけるということがまた同時に大事だ、そういうふうに思っております、生

産性の向上等、今農水省を中心にいろいろ農業改革を検討中でございますけれども、外務省といたしましても、こういう農政改革の議論を見守りながら、我が国の農業の国際競争力の強化、そして各国との農業交渉にまた真剣に取り組んでいきたい、そういうふうに思っております。

#### ○笠井委員

農業、都市農業は大事だという大臣のお話がありまして、強化するという点でいいますと、ぜひ政府としても、都市農業の従事者、関係者とか関係自治体の皆さんから実情、意見、経験もしっかり聞いていただいて、計画や取り組みに反映させていただきたいと思います。

安心、安全な食料、それから食料自給率の向上というのは、言うまでもなく国民の切実な願いであります。そのためにも、今こそ関税など国境措置を維持強化して、食料主権を保障する貿易ルールを追求すべきだということを強く述べまして、私の質問を終わります。